

令和6年2月1日
金沢市都市整備局都市計画課

令和6年能登半島地震における円滑な発注及び施工体制の確保について（お知らせ）

標記の件について、別添のとおり各課（所）長あてに通知したので、参考にお知らせします

都 計 号 外
令和6年1月31日

関係課（所・室）長 様

都市計画課長

令和6年能登半島地震における円滑な発注及び施工体制の確保について（通知）

令和6年能登半島地震の被災地域においては、災害復旧工事等（災害応急対策、災害復旧に関する工事及び調査・設計・測量等）や建設工事等（調査・設計・測量等を含む）について、調達環境の変化や作業条件の制約が起こることが見込まれることから、円滑かつ適切な執行を図るため、下記の対応について徹底をお願いします。

記

1. 被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について

被災地域においては、調達環境の変化、建設資材輸送時間の遅延や地域外からの労働者確保、作業条件の制約などがあることを踏まえ、被災地域の実態に即した実勢単価を反映するため積極的に見積を活用した積算や、施工箇所が点在する工事では箇所毎に間接費を算出するなど、適正な予定価格の決定を行うこと。

また、受注者に対し、工事請負契約書第25条「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」に基づく対応が可能となる場合があることを周知するとともに、「遠隔地からの建設資材調達にかかる設計変更」及び「地域外からの労働者確保に要する設計変更」など、適切な支払いとなるように務めること。

2. 他の発注者との調整等について

他の発注者と情報交換などを行い、発注の時期、箇所、工程等について適宜調整を図るとともに、適切な工期設定や余裕期間制度の活用など、資機材、労働者等の確保に支障が生じないよう配慮すること。

3. 施工段階における対応について

打合せなどの実施にあたっては、受発注者協議の上、可能な限り電話、インターネット等を活用することや、工事の立会等においても遠隔臨場を積極的に活用すること。

都市計画課 設計技術管理室 Tel 220-2375
